

ニ當時ノ人ノ手本トモ、可成人大ナリト、頼之深ク信ジテ、此人ヲ還俗セサセテ、將軍ノ御傍ヘ参リ給ヘ、寢ニ苦勞ニテ候ヘドモ、平ニ頼ミ申ニテ候、○中還俗ノ事ハ、其心ニ可任、但數年頼之ニ仕シ如ク、將軍ノ御前ニ被有候ヘ、其上ニテ、貴邊ノ失アランハ力ナク、頼之ガ不覺タルベシ、苦勞ノコトサゾアランズルゾ、頼之將軍ノ御爲ニ、一身ヲ捨て、苦勞ヲ不顧、將軍ノ御代ヲ治メテ、名ヲ子孫ニ残シコトヲ思フ、御邊何ゾ爲頼之身ヲ捨テ、老ノ苦勞ヲ不顧、將軍ニ仕ヘ奉テ、名ヲ残シ給ザランカ、但實子ナケレバ、子孫ノ爲ト云ガタシ、只忠ノ一篇ト心得タマヘト被申ケレバ、近藤入道力ナク御請申テケリ、

〔藩翰譜五井〕神谷の何某、御家人に召れし初、政親○酒に行あひて、路次の禮をいたす、政親はかくとも知らず打過たり、此後神谷、政親にあひて、頗る無禮をあらはす、徳川殿、康家此よしを聞召、神谷が常の振舞を試させ玉ふに、心直にして行正しく、奉公の勞おこたらず、かゝるもの御勘當あらんには、御家人等皆身を危きものに思ふべし、又政親が讒したりなど思ひなんざりとて其儘に召仕れんには、家の司が威勢、日々に盡て、事また治まるべからず、せんする所、彼に所領賜らん時、かねての約に違はゞ、一定我家を去るべきものなりと思召て、八百石を賜はんとの、御下文をなさる、政親御前に參りて、神谷所領賜るべしと承る、かれがふるまひ、よのつねならず、過分の所領賜ふべき者なりと申す、彼はをこの振舞する男と聞けば八百石の所領賜らんと思ふなりと仰せらる、政親大に驚き、何條さる事や候べき、彼等に所領約の如く、賜らざらんには、此後、誰かは出て仕ふべき、たゞ過分の所領たまふべき者なりと申、徳川殿、汝が申す所心得す、家康が家にして、汝に向て、無禮せんもの誰があるべき、彼に賜ふ所、約の如くにならざらんには、彼は一定我家を去るべしと思て、斯は計ふなりと仰せられしかば、政親慎み承て不肖には候へども、君の御恩に依て、かゝる身と成て候へば、御家人の中に、誤ても一人腰膝を屈め、手を突かぬ者は候はず、夫